

2021中産振第297号

令和3年8月18日

中川村農業委員会長 米山 清比古 様

中川村長 宮下 健彦

中川村農業施策に関する意見書に対する回答

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から村農業政策に対して、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和3年7月28日付でいただきました標記の意見書につきましては、今後の農政業務を運営していく上で重要な案件と受け止め、担当部署と協議を行いました。各意見項目に対しまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 担い手農業者への支援

(1) 担い手への農地集積の支援

農業経営の規模の拡大を図るためには、農地の集団化を図り効率的に耕作ができるようにする必要があります。特に南向地区にあつては、担い手が経営する樹園地が分散しており非効率となっている現状があります。農地集積を推進するために、個々ではなく地域単位での農地集約のための話し合いを推進することはもとより、貸し手と借り手の双方の負担を軽減し、地域の実態にあつた支援策を講じられたい。

【回答】

まず、果樹園は耕作者の考えの基に、樹形もつぎ込んできた労力も異なるため、分散農地の単純な集約化は非常に難しいと思います。ただし、樹園地と普通畑が混在している一連の農地を樹園地に改良することは、農地所有者と果樹園経営者の話し合いで可能と思われます。また、果樹の作目の混在は、農薬の飛散による薬害の発生などの課題を解決するためエリアを分ける必要があります。集落を越えた農地の塊として捉え、全ての所有者と耕作希望者を交えて考えるのがよろしいのではないのでしょうか。現在の経営者へ定期的

に意向調査を行うことでリタイアの予定を早期に把握し、既存の樹園地も含めて集約に関し検討していくことも必要だと考えます。

一連の畑地の中に放置され、樹木が生えた農地を、農業委員会の皆様が重機、トラクター、草刈り機を持ち寄り伐採・伐根、耕起、整地して再生した報告を受けており、これらの農地再生作業に対して行政の補助支援ができないか検討いたします。

(2) 機械・施設導入等の支援の強化

農業の規模拡大や生産効率化に向けて、担い手農業者の機械や施設の導入に対する補助については、現在も国や村の補助制度が整備されているものの、まだ十分とは言えません。より一層の支援の強化を講じられたい。

【回答】

農業経営基盤強化法のもとで、外国と競争しうる大規模経営体の育成を念頭にして国の補助制度が作られています。機械化や施設の導入を更に進めるには、都道府県ごとのポイントが大きく引き上がることが条件ですが、長野県全体のポイントが低く、水稻関連の機械装備の更新は非常に難しいと認識しております。制度の見直しを全国町村会の決議などで農林水産省に要望してまいります。

村の補助制度を充実（補助率、補助上限額、補助対象者の拡大など）することについては、水稻専業農家、地区営農組合の役員、農事組合法人みなかたの理事の皆さんとの話し合いでも強い要望を頂いています。現在の村単独補助制度の再検討をいたしますが、農業の継続が地域の継続であるならば、中山間地域直接支払交付金制度で支払われる補助金の広域的な活用をお考え頂きたい。

(3) 畦畔管理への支援強化

畦畔管理については担い手への農地集積に大きな影響を及ぼしています。負担軽減のためには、地主が草刈りを行うなど、借り手だけに任せない申し合わせ事項を全域的に整備することや、畦畔管理の組織設立等が必要です。また、新たな管理方法の研究やリモコン草刈機の導入に対する補助など積極的な支援策を講じられたい。

【回答】

畦畔管理ができないため、「無償で耕作を頼む」というケースが多いと思います。農地耕作を引き受ける条件として、草刈りは、年に何回は所有者が行うとする申し合わせは現実的ではないと思います。また、地域により畦畔の状態

が異なるので一律にはいかないと考えます。

地主が草刈りをできないとなった場合は、少なくとも賃借料無しで契約し、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を借地人が受け取り、草刈り代金に充てるなどの工夫をすることも考えられます。

リモコン草刈り機には、営農センターとして大きな関心を持っており、デモンストレーション等実演を見ましたが、傾斜のきつい場所では思うように動いていないようです。法勾配が45度の斜面では滑り落ちてしまうなど、触れ込みの性能には遠いものを感じており、改良型の出現を早く待つ思いです。

草刈り機導入に対する補助については、先ほどの中山間直接支払交付金で機械を購入し、オペレーターを数人養成することで専門に草刈りを委託し、賃金は多面的機能支払交付金で支払うということも考えていただきたい。中山間直接支払交付金も、多面的機能支払交付金も全体の4分の1を村は毎年支出していることを推察してほしいと思います。

また、畦畔の草の成長を抑制する薬剤もあるようですので、これの導入も検討してはいかがかと思えます。当面、営農センターの実証実験事業として行うことも考えられます。

(4) 労働力確保の取組

農業経営者の多くが農作業補助の労働力として利用しているシルバー人材センターは、働き手が不足しており、農繁期に需要が重なると農家同士で人材の取り合いとなっている現状があります。農福連携や建設業者の閑散期を利用した人材の活用なども含め、農家の労働力確保のための支援策を講じられたい。

【回答】

シルバー人材の労働力に頼るのは限界に来ていると思えます。果樹作業などは、保育園に子どもを預けているお母さんの空き時間を使い、パートとして働くなど、ハローワークの指導をいただき就労機会をつくるよう取り組みたいと思います。また、農福連携もできるところから考えてまいりたい。

2. 新規就農者への支援

(1) ほ場・住宅等取得のための支援強化

近年は親元就農以外の新規就農希望者が増えているものの、ほ場はもとより作業所や倉庫といった農業用施設や住宅の確保が大きな障壁となっています。新規就農者のためのほ場や農業用施設をセットにした村営農家住宅を整備するなど、定住促進強化も含めた施策を講じられたい。

【回答】

既存の農家住宅を取得することは、良い物件が出れば早速考えたいところですが、新規就農者に限った農家住宅の新築まで行う財政の余裕がありません。

また、村が農地を保有することはできませんが、法人組織であれば保有が可能です。村は、ほ場と農業施設を有償、無償を問わず「譲渡を考える農家」との間に入ることはできますので、これらの行為が円滑に進むように、物件情報の集約化や相談窓口体制の整備を行います。営農センターが農家から全面的に信頼されてのことでありますので、そうなるように努めて参ります。

(2) 補助制度の継続

農業次世代人材投資事業は、新たに農業を始める方にとって大きな支えとなっており、今後も新規就農者の確保に欠かせない補助事業だと考えます。農業委員会としても令和2年度には国会議員へ本補助事業の重要性と予算確保を訴えました。今後も担い手となる新規就農者の確保を進めるため、国への継続的な予算措置と支援策の拡充を訴えられたい。また、補助事業である以上、妥当性を示すためにも村段階における補助対象者の審査については厳に行うこと。

【回答】

新規就農者の育成のために、国には予算措置の継続を要望してまいります。補助対象者の審査は厳に行うことは肝に銘じてまいります。生産額を計画通り達成できることが要件とはいえ、農水省も進める有機農業の面積拡大と生産物の増大も将来必要であることから、有機農業に取り組む新規就農者も支援してまいります。

(3) リタイア農家・後継者への支援

果樹農家を中心に、高齢で後継者がおらず、まだ利用価値のある果樹を伐採してしまう例や、管理できなくなったほ場が荒れて周囲へ悪影響が出る例が増えています。リタイア予定のある農家の情報収集や、受け入れられにくい第三者へほ場や施設等を引き継いだ場合の奨励金制度など、スムーズに後継者へ引き継ぐための制度を整備されたい。

【回答】

農業を辞める場合に、農地中間管理機構を通じてほ場を第三者に一定期間以上貸し付ける場合、最大で50万円の支援が受けられる制度もあります。農業生産施設は減価償却して残存価が出せるものもありますが、全般的に評価が難し

く、その意味で、価格の2分の1などの評価ができる物件はよいのですが、譲渡する際に村補助の根拠となる譲渡価格の算出は難しいと考えております。趣旨は十分理解しますので、実例自治体を調査し検討していきます。

3. 遊休農地の発生防止・解消に対する支援

(1) スマート農業に対する推進支援

多くの農家にとって大きな負担となる草刈り管理の省力化を図るため、先端技術を活用した無人草刈機やリモコン草刈機等のスマート農業の導入を図りたい。

【回答】

省力化は農業の世界でも追求されるべきと考えています。価格面での優位性を追求するにはコスト抜きには考えられないからです。実例ですが、無人草刈り機を西原のぶどう園で導入しています。ほ場条件の制約はありますが、導入していくべきと考えています。無人耕起、無人田植機などの導入は、ほ場の大規模化に合わせて考えていきます。

なお、田島地区の太陽光発電施設の法面をリモコン草刈り機が作業しています。勾配を調べる必要はありますが、滑り落ちることなくきれいに刈り取っていました。

また、水田の水の掛け口、排水のあとの開閉を遠隔操作する施設が開発されています。営農センターでも関心を持ち、試験ほ場を用意してメーカー試験によるデータ採りを行うなど、導入の先駆けとなる実験を進めたいと考えます。

(2) 荒廃農地再生のための支援

高齢化、後継者不足などにより荒廃化した農地の有効活用を促進するため、村単独事業の農地再生支援事業は毎年利用され、荒廃農地解消と担い手のほ場確保に成果を上げています。更なる利用のため、補助率のかさ上げと予算確保を講じられたい。

【回答】

産業振興課農政係、耕地林務係を中心に制度設計を行います。令和4年度には新規スタートできるよう進めると共に、数カ所ずつ実施する予算化も計りたいと考えております。

4. 農業観光交流センターの活用

(1) 農業者のための事業整備

担い手農業者との意見交換の中でも、ほとんどの農業者から意見されるなど、農業者が農業観光交流センターに寄せる期待は大きなものとなっています。農業者にとって有益な施設になるよう、交流センターにおいて下記事業を整備されたい。

- ①個人では難しい農家のためのホームページ作成、各農家から農産物を取りまとめ大口の取引先へ販売するなど、農家のための農産物の販路確保の取組
- ②農業委員会と連携し、空き農地の情報を一括して取りまとめ、農業者へ調整・配分する取組
- ③ホームページやSNSを利用した村の農業者や農産物のPR

【回答】

交流センターの事業を整理したいと考えています。中川村の農産物を広く紹介することは任務の一つですが、個々の農家の要望に一つずつ応えることはセンターの仕事ではないと考えています。今年度、交流センターでは企業と農家のマッチング支援など、農産物の販路拡大につながる取組みを行っています。

また、ふるさと納税返礼品の品質管理のため、非破壊糖度計測器による収穫適期の見極めや配送技術の向上など、技術的な支援も行っており、今後も農家の要望に応えることのできる事業を計画していきます。

①ホームページは作成して終わりでは無く、その後の情報更新が不可欠であり、農家の負担も大きくなるものと考えます。それでもホームページ作成を希望する意欲のある農家に、制作費を支援する制度の検討を行います。

農産物を取りまとめ、大口の取引先へ販売するのは、全農の役割で交流センターの仕事ではないと思います。ただし、地方自治体が介在する、中間の卸業者を省く直接取引に近い「農産物の流通」形態は、これからはありうることで、産地間の顔の見える農産物販売は、時代の流れと考えています。

なお、村ではふるさと納税制度を活用することにより、村の気候・風土を活かして育てられた農産物を全国に出荷しています。ふるさと納税制度は不安定であり販路の柱とすることは危ういものと考えますが、返礼品には農家紹介カードを同梱し、顔の見える農産物販売の一つとして取り組んでいます。

②農業振興推進員、営農センターの役割であると考えます。

③インターネットを活用した農業者や農産物のPRと同様に、地産地消、農産物直売所における生産者の顔が見える直接的なPRが重要と考えます。農産物直売所を運営する者との連携、協力により、生産者の顔が見える取組みを進めます。

また、村が管理するWebサイトにおいて、「美しい村なかがわ」の農産物を広く発信することができるよう併せて取組みを進めます。

SNSも情報発信の有効な手段として捉えています。交流センターでは飲食店向けにSNSの導入支援にも取り組んでおり、今後は販売促進のための情報発信を行おうとする農家への支援も検討していきます。

5. その他

(1) 小規模経営の農業者への支援

村内の農地維持においては、大規模農家はもちろんのこと、兼業農家を始めとする小規模経営の農業者によるところが大きな割合を占めています。そうした国県補助事業の要件にも該当しない、小規模経営ながらも長期間の営農継続に意欲のある農家やシニア世代の新規就農者に対し、村独自に農業用施設や機械の導入、更新等を支援する助成制度を創設されたい。

【回答】

対象農家の線引きや、何らかの形で一時的な支援はできたとしても、永続的な助成は難しいと思われま。小規模であっても、人・農地プランの中で、やる気のある「地域の担い手農家」と位置づけられれば、村単補助制度の対象にすることも検討したい。農業が副業である零細農家に対しては、どのような支援が村としてできるかは、難しい課題だと思います。農地の保全という観点では、多面的機能支払や中山間直接支払として、個別農家や集落への支援がされています。こうした助成金を最大限有効に活用することが望ましい。

(2) 事務局体制の強化

平成29年の法改正により「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須業務として位置づけられ、農業委員会業務が多様化・複雑化しており、サポートする事務局の果たすべき役割と業務量は大きくなりつつあります。また、耕作放棄地や所有者不明農地についても年々深刻さを増しており、対応如何では荒廃化や集落営農の効率性に大きく影響します。以上のことから農業委員会事務局と村部局も含めた農政執行体制の整備を図られたい。

【回答】

そのとおりではありますが、限りある人的資源（職員）で担当せざるを得ません。これからは、独立した農業委員会を担当する事務局職員と、産業振興課の農政・耕地・交流センター・商工担当の職員との連携が益々必要になってくると思っています。

【最後に】

村全体の人口減少が進むと、産業の縮小により農業に従事する人口が減り全ての農地を維持し、耕作することはできないようになると思います。自治体・財政規模が縮小する中で、村単独での個別支援はより厳しくなり、補助金も多様な従事者に対して交付することが困難になるでしょう。

当面は、担い手農家や新規就農者の支援を主に考えながら、維持・活用していくべき農地や土地利用のあり方の見直し、農業機械の効率的な利用方法や農作業のやり方、直接支払交付金・各種助成金等の有効活用、営農組織・法人の役割強化や新たな組織づくりなど、将来を見据えた根本的な議論が必要だと思われまます。これは行政だけの問題でなく、農業に関わる者全体で考えていかなくてはなりません。農業委員会も、是非そういった視点で一緒に考えていただきたい。